平成１５年（排）第１４号

排　除　命　令　書

東京都墨田区東駒形一丁目１５番１２号
東京磁石工業株式会社
同代表者　代表取締役　湯　佐　俊　和

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　東京磁石工業株式会社は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している歩数計のうち，贈答用を除く，スポルディングの商標を付した歩数計の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，別表記載の商品について行った，台湾において製造されたものであるにもかかわらず，あたかも，国内において製造されたものであるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の原産国について一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　東京磁石工業株式会社は，今後，歩数計の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

３　東京磁石工業株式会社は，今後，外国で製造された歩数計を国内で販売するに際し，当該歩数計について，国内で製造されたものであるかのように一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

４　東京磁石工業株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　東京磁石工業株式会社（以下「東京磁石工業」という。）は，肩書地に本店を置き，磁気コンパス，歩数計等の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) 東京磁石工業は，平成４年１０月ころ以降，台湾において製造された歩数計を輸入し，品質検査等をした上，包装箱に詰め，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2) 東京磁石工業が販売する歩数計には，小売業者を通じて一般消費者に販売されている流通向けのもの及び贈答用として贈答用品販売業者を通じて一般消費者に販売されている贈答向けのものがあり，それぞれスポルディングの商標を付したものと当該商標を付していないものとがある。

3　東京磁石工業は，流通向けの歩数計のうち，スポルディングの商標を付した別表記載のものについて，それぞれ，同「販売期間」欄に記載の期間内において，小売業者を通じて一般消費者に販売するに当たって

(1) 別表「番号」欄１に記載の商品の包装箱の裏面に「ＭＡＤＥ　ＩＮ　ＪＡＰＡＮ」及び「製造元　ＴＣ　東京磁石工業株式会社」と

(2) 別表「番号」欄２ないし５に記載の商品の包装箱の裏面に「製造元　ＴＣ　東京磁石工業株式会社」と

(3) 別表「番号」欄６ないし８に記載の商品の包装箱の側面に「ＭＡＤＥ　ＩＮ　ＪＡＰＡＮ」と

それぞれ記載することにより，あたかも，当該歩数計が国内において製造されたものであるかのように表示しているが，実際には，台湾において製造されたものである。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，東京磁石工業は，スポルディングの商標を付した別表記載の歩数計の原産国について，不当景品類及び不当表示防止法第４条第３号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和４８年公正取引委員会告示第３４号）第２項に該当する表示をしているものであって，かかる行為は，同法第４条第３号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１５年９月９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　本　間　忠　良

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

別　表

番　号	商品型番	販　売　期　間
1	No. ２７５０	平成　８年　７月ころから平成１４年１０月ころ
2	No. ２８５０	平成　６年　２月ころから平成１４年１０月ころ
3	No. ２９５０	平成　６年　２月ころから平成１４年１０月ころ
4	No. ３０５０	平成　６年　２月ころから平成１４年１０月ころ
5	No. ３０６０	平成　６年　８月ころから平成１４年１０月ころ
6	No. ３３００	平成１１年１２月ころから平成１４年１０月ころ
7	No. ３４００	平成１１年１２月ころから平成１４年１０月ころ
8	No. ３７００	平成１４年　１月ころから平成１４年１０月ころ